

ドイツの保育システムに関する研究

— システムの位置づけに着目して —

中西 さやか

(2011年10月6日受理)

A Study of the German Early Childhood Education and Care System
— In focusing on its position —

Sayaka Nakanishi

Abstract: This paper studies the early childhood education and care (ECEC) system in Germany and analyzes its position as an out-of-school “education” system. In many countries, the ECEC system has traditionally been outside the formal educational system, and has often been associated with the welfare system. Recently, there has been a global shift emphasizing the importance of education in children’s early years, and many ECEC systems have been integrated into formal school systems. In Germany, the ECEC system is a part of the youth welfare system, which is closely connected to the ideology of social pedagogy (*Sozialpädagogik*). Social pedagogy, thus forms the theoretical basis of both the youth welfare and ECEC systems in Germany, aiming to provide “education in its broadest sense.” Social pedagogy involves broad educational concepts that are not confined to the issue of schooling. The German ECEC system can be regarded as a unique “education” system, but also involves various fields related to children’s education and welfare outside school settings. This suggests that a comprehensive perspective on education should be taken.

Key words: Germany, early childhood education and care system, social pedagogy

キーワード：ドイツ、保育システム、社会的教育学 (Sozialpädagogik)

1. はじめに

現在、子どもの教育や福祉にかかわる領域は数多く存在している。学校、保育施設、児童福祉施設、社会教育施設、矯正教育施設等は幅広い意味での子どもの教育や福祉にかかわるものであるが、これらの施設や分野は、それぞれに個別の専門領域を形成し、管轄や専門職、社会的機能等の諸点において異なるものとして位置づけられている。特に、学校を中心とする「教育」領域と、主に「福祉」に基礎を置くその他の子どもにかかわる領域は、明確に区別される傾向が強い。

このような「教育」と「福祉」の分離ともいえる状態は、先に挙げた子どもの教育や援助にかかわる領域

を捉える上で、しばしば問題となるものである。例えば、保育分野に焦点を絞ると、磯部（2007）が指摘するように、世界的に見て、保育システムは学校教育システムとは異なるシステム（主に福祉システム）に位置づけられてきたため、福祉的側面に重点が置かれ、教育的な部分の検証が十分に行なわれてこなかったことが大きな課題となっている。そのような問題状況を受けて、近年では保育における「教育」の在り方が大きくクローズ・アップされている。保育システムをめぐる改革において、教育所管の「幼児教育 (early education)」と福祉所管の「子どもケア (childcare)」という形で分離してきた保育システムを統合する際、保育の制度・管轄の「教育への統合」が数多く行なわ

れていることは¹⁾、幼児期の「教育」への関心が高まっていることの一つの表れであろう。このような動向は、「教育」と「福祉」に分離してきた2つの保育システムを統合した「一体的・包括的システム」の構築であるようにも思われるが、実際には「学校教育への統合」あるいは「福祉から教育への移行」と捉えることのできるものでもある。幼児期の「教育」の在り方が問われる中で、保育を「(学校)教育」の中に組み入れることは、幼児期からの一貫性のある「教育」を可能にするというメリットはあるものの、果たして「教育」と「福祉」の統合という課題に答え得るものとなっているのだろうか。思うに、保育をはじめとするさまざまな子ども援助領域は、「教育」か「福祉」かという二者択一的な観点からとらえることのできない複合的な領域であり、教育学の立場からそのような領域をどのように捉え、位置づけていくのかということは重要な課題である。そのためには、学校を中心として語られる「教育」概念を問い直し、学校以外の場で行なわれる教育や援助をどのように捉えるのか、ということを検討する必要があると思われる。

以上のような問題意識から、本研究では、ドイツの保育システム²⁾に着目する。ドイツの保育システムは、先行研究において「福祉」に位置づけられるものであるとされているが (Kaga et al. 2010)、その内実を見ると、「青少年援助 (Jugendhilfe)」と呼ばれる領域に位置づけられている。青少年援助とは、「社会的教育学 (Sozialpädagogik)」を理論的基盤として、乳幼児保育、学童保育、児童養護、青少年活動、職業教育、矯正教育等の幅広い分野を「学校と家庭と並ぶ教育の第三領域」(生田他 2011, p.146)として包括するものである。このように、ドイツの保育システムは、「福祉」システムの一環というよりも、児童・青少年福祉領域を包含する学校教育とは異なる「教育」システムの一環として捉えることができるものであり、上記のような課題について考察する上で示唆的なものであると考えられる。

以下では、青少年援助の一環としてのドイツの保育システムがどのようなものであるのかを提示したうえで、その理論的基盤である社会的教育学の概念について検討する。

2. 青少年援助の一環としてのドイツの保育システム

ドイツの保育は、「青少年援助 (Jugendhilfe)」と呼ばれる領域の一環である。ここでは、青少年援助の一環としての保育システムの位置づけがどのようなもの

のであるのかについて検討する。

(1) 青少年援助の概要

現在、ドイツの保育制度は、連邦家庭・高齢者・女性・青少年省所管の下、児童・青少年援助法 (Kinder- und Jugendhilfegesetz: 略称 KJHG) において規定されている。同法では、①青少年活動、青少年のための福祉活動、児童・青少年の教育的保護、②家庭における教育の促進、③保育施設とデイケアにおける児童の育成、④教育への援助、精神障害のある児童と少年に対する適応援助、青年に対する援助が青少年援助の事業として規定されている³⁾。

このように、青少年援助は保育をはじめとするさまざまな児童・青少年の教育と福祉にかかわる領域を包含するものである。それでは、青少年援助とは一体どのような性質を持つ領域として捉えることができるのだろうか。ここではその特徴として、次の三点が挙げられる⁴⁾。一点目は、青少年援助の位置づけについてである。青少年援助は「学校、家庭と並ぶ第三領域」(生田 2010, p.15)として位置づけられるものである。この点に関して、生田 (2010) は、日本で「学校、地域、家庭」というように学校と家庭の間にあるものとして「地域」が位置づけられるのに対し、ドイツでは青少年援助が位置づくことを指摘している。二点目は、青少年援助に携わる専門職についてである。青少年援助専門職は、青少年援助分野全体を対象としたものであり、「社会的教育者 (Sozialpädagoge)」と総称されるものである⁵⁾。三点目は、理論的基盤として「社会的教育学」という学問領域を有していることである。社会的教育学については、次節において詳しく検討するが、それは「青少年援助の理論と実践」(Mollenhauer 1979, S.13)であり、さまざまな問題を抱える子どもに対する教育学なアプローチとして捉えることができるものである。また、社会的教育学は、学校と家庭以外の場で行なわれる青少年援助の事業を、「教育的なものとして捉えるものである」ともいえる。

(2) 青少年援助としての保育の位置づけ

それでは、保育システムが青少年援助システムの中に位置づけられていることには、一体どのような意義があるのだろうか。

青少年援助という領域に保育が位置づけられていることについては、領域が幅広く定義されていることや、福祉領域でありながら教育学と密接な関連を持っているという点においては評価することができる (OECD 2006)。

しかし、このような保育システムの在り方は、ドイツ国内において必ずしも肯定的に受け止められているとはいえない面もある。そもそも、保育が青少年援助

事業の一つとされたのは、ワイマール期に行なわれた保育の国家制度化の過程における幼稚園の位置づけをめぐる議論の結果である⁶⁾。その結果とは、幼稚園は学校ではなく児童福祉施設であり、児童・青少年福祉制度の一環として位置づけるというものである。このような位置づけは、学校がすべての子どもを対象とするのに対し、児童福祉施設は特別な援助を要する少数の子どもを対象とするものという論理から行なわれたものである。このような位置づけが行なわれた背景として、大崎(1978)は、第1次大戦後の子どもの困窮状況から、幼児の福祉の問題への関心が高まる中、保育の問題は福祉の問題に含めて考えられていたことを指摘している。また、ドイツにおける幼稚園は、歴史的にみると家庭教育を補完する教育施設として発展してきたが、産業革命以後、婦人労働の増加に伴う子どもの保護という社会的な理由によって設立されるようになり、社会事業、慈善事業としての性格を強めていたことも影響しているといえる⁷⁾。こうした位置づけは、現在に至るまで受け継がれているが、たとえば、デルシャオ(1984)は、保育システムが学校教育システムとはまったく異なる枠組みに位置づけられてきたために、保育は教育政策や教育学の対象とみなされず、教会および私的な福祉の課題とされてきたこと、および幼稚園を教育制度に組み込むことが望まれてきたことを指摘している。また、保育者は教育職のヒエラルキーにおいて低く位置づけられていることも指摘されている。

以上のような問題状況は、ドイツにおける青少年援助が、理論的には教育学と密接な関連を持つものであるとされながらも、実態的には学校教育とは異なる福祉的な領域としての課題を有していることを示しているといえるだろう。

3. 理論的基盤としての社会的教育学

以上に述べたように、青少年援助の一環としての保育システムの位置づけは、実態的な面ではさまざまな課題を抱えているものの、福祉領域でありながら教育学と密接な関連を持つという点において、青少年援助は特徴的である。このようなアプローチの基礎を形成しているのは、社会的教育学(Sozialpädagogik)である。社会的教育学は、これまで青少年分野を中心として取り上げられることが多かったが、近年では、保育との関連においても一定の注目を集めるようになってきている。以下では、ドイツの保育システムの理論的基盤である社会的教育学がどのようなものであるのかを検討する。

(1) 社会的教育学の概要

社会的教育学は、19世紀半ばのドイツにおいて登場した概念であり、その伝統は現在に至るまで受け継がれている。社会的教育学は非常に多義的な概念であり、またいくつかの系譜も存在するが、ここでは、①「社会問題に対する教育学的解決」としての社会的教育学、②「学校と家庭以外のすべての教育領域」としての社会的教育学、という2つの観点からその概要を示すこととする。

①「社会問題に対する教育学的解決」としての社会的教育学

社会的教育学のアプローチの本質は、しばしば「社会問題に対する教育学的解決」という言葉で表される(Hämäläinen 2003)。このようなアプローチは、ディースターヴェーク(Diesterweg, A)に起源を持つものであり、貧困などの社会的な困難を抱える者に対する社会的な援助を教育学的に捉えるものであるといえる。19世紀半ばに「社会的教育学」という用語が登場する以前にも、たとえば、コメニウス、ペスタロッチー、フレーベルなどは、「社会的教育学」という用語を用いることなく教育学的な観点から貧困や他の形での社会的困窮に注意を払ってきた教育者たちであり、社会的教育学的な観点のパイオニアとして捉えることができる(Hämäläinen 2003)。

このような社会的教育学の性質は、ソーシャルワークとの比較において、本質的に「不足を志向する(deficit-oriented)」ものではないことと表現されている(Lorenz 2008)。ソーシャルワークにおける援助が何らかの福祉的ニーズを満たすためのものであると捉えるならば、社会的教育学は、何らかの「不足」を埋めるための援助ではなく、教育によって社会的困難を克服するための主体形成を行なうものであるといえよう。

②「学校と家庭以外のすべての教育領域」としての社会的教育学

以上のように、社会的教育学は、何らかの社会的困難を抱える者に対する働きかけを、福祉的援助ではなく、教育学的な援助として捉えるものである。このようなアプローチは、20世紀以降、主に児童・青少年福祉領域を対象として発展してきた。ここでは、領域概念としての社会的教育学がどのようなものであるのかを提示する。

社会的教育学の領域概念を確立した人物として挙げられるのは、ノール(Nohl, H)である。ノールは、それまで学校教育を対象としてきた教育学の対象を拡大し、学校外で行なわれる児童・青少年の教育・福祉活動(青年援助、養護教育、幼稚園、監獄教育、民衆

大学等)を社会的教育学の対象領域として位置づけた(生田・大串・吉岡 2011)。また、ボイマー (Bäumer, G) は、社会的教育学を「学校と家庭以外の教育のすべてを示す教育的領域」であり、「学校以外の社会的・国家的な教育福祉 (Erziehungsfürsorge) の総体」(Bäumer 1929, S.3)と定義づけることによって、その領域を明らかにしている。

以上のことから、社会的教育学は、児童・青少年福祉領域を「学校と家庭以外のすべての教育領域」として位置づける、教育福祉的な性格を持つものであることがわかる。

(2) 社会的教育学と保育の関連

それでは、上記のような社会的教育学は、保育との関連においてどのようなものとしてとらえられているのだろうか。以下では、ドイツ国外の研究動向とドイツ国内の状況の2つの観点から検討する。

①ドイツ国外の研究動向

近年、社会的教育学は保育との関連において一定の注目を集めている。このような動向は、ドイツ国外、特にイギリスを中心とする英語圏の国において顕著である。例えば、ロンドン大学の研究グループは、社会的教育学を「ケア (Care) と教育 (education) が交わる場所」と位置づけ、「教育 (education)」とは異なるものとして扱われてきた自国の「子どもケア」(childcare)の捉え直しを試みている⁸⁾。

また、OECDも、保育政策に関する報告書 (OECD 2004, 2006)において、社会的教育学を以下のようなものとして捉えている。

「19世紀のドイツに起源をもつ社会的教育学は、子ども(若者と成人も含む)のための理論、実践、専門職を指すものである。それは、形と役割を変えながら大陸ヨーロッパの多くの国々に浸透するようになった。社会的教育学のアプローチは、本来的にホリスティックなものである。教師は、子ども全体一体、心、感情、創造性、歴史、社会的アイデンティティーに焦点を当てる。このようなアプローチは、子ども感情のみに焦点を当てる心理療法的アプローチとも、子どもの体のみの焦点を当てる医学・健康アプローチとも、知力 (mind) のみに焦点を当てる伝統的な教授アプローチとも異なるものである。子どもを全体的に捉える教育者にとって、ケア (Betreuung)・陶冶 (Bildung)・訓育 (Erziehung) は密接に関連している、日常の保育レベルで本当に分離することのできない活動である。ケア・陶冶・訓育は、連携させる必要があるような分離した分野ではないが、子どもの生活のあらゆる部分において相互に繋がりが合っている。」(OECD

2004, S.23)

このような社会的教育学のアプローチは「ホリスティック」なもの、すなわち子どもを全体的に捉えるものであるとされている。また、ドイツの保育を表わす概念である「ケア・陶冶・訓育」は、社会的教育学概念のもとに包含されるという。このようなアプローチは、幼児期の「教育」を学校教育の準備段階と捉える「幼児教育 (early education)」あるいは「就学準備型」のアプローチと対置されるものである。

以上のような社会的教育学の位置づけは、英語圏の“education”概念との対比によるものである。イギリスの研究者であるペトリー (2002) は、「ケア」が本国においては「教育的 (pedagogic)」サービスとはみなされていないこと、および英語圏には「アカデミックな教育と結びついた教育 (education)」と区別される単一の語 (概念) がないことを指摘している。すなわち、「教育 (education)」が学校教育を意味する限定的なものとなっており、学校外で行なわれる「ケア」は「教育」とは結びつきのないものとして捉えられていることを問題として、社会的教育学を学校教育だけでなく子どもを育てること、ケアすること、彼らの発達を支えることを含みこんだ「最も広い意味での教育 (education-in-its-broadest-sense)」(petrie 2002, p.63)として捉えているのである。このようなアプローチは、「教育」概念をより広く捉えることによって、断絶してきた「教育」と「ケア」を結びつけようとするものである。

②ドイツ国内の状況

また、ドイツ国内の議論に目を向けると、オーバーヒューマ (2004) は、保育における「社会的教育学の伝統」について、次のように述べている。社会的教育施設としてのドイツの保育施設の役割は、常に幅広いものとして理解されてきており、その教育哲学は、「決して就学準備や学問的スキルに焦点を当てるもの」ではなく、「社会的学習 (Sozial Lernen)」のスキルの重要性に対して強い信念を持つものである。また、社会的教育学が、公教育とは異なるインフォーマルな教育としての性質を持っていることも指摘されている。

ドイツの保育施設における保育方法は、「状況アプローチ (Situationansatz)」あるいは「社会的学習」と呼ばれ、アカデミックなスキルの獲得よりも、子どもの生活・子どもの興味を起点として、社会的な発達、情緒的な発達に重点が置かれてきた⁹⁾。はっきりとしたカリキュラムは存在せず、保育施設の使命である子どもの「ケア・陶冶・訓育」(児童・青少年援助法第22条2項)という理念の下に、それぞれの施設や保育者がかなりの自由度をもって保育プログラムを構成し

ている (Diskowski 2004, ノイマン 2008)。以上のように、社会的教育学としての保育は、学校教育におけるアカデミックな学習とは一定の距離を置き、社会的・情緒的発達を中心的課題と考えてきたのである。

以上のように、ドイツの保育は学校教育とは異なるアイデンティティを持つ領域に位置づけられ、子どものホリスティックな発達—特に社会的・情緒的な発達—を重視するものである。しかし、そのような保育アプローチは、現在大きな転換を迫られている。2000年代以降、PISA ショックを契機として学力低下が大きな社会問題となったことで、幼児期の認知的な学習、すなわち「Bildung (陶冶)」の在り方が大きく問われるようになったのである。連邦レベル、州レベルでの保育施設のための「教育計画 (Bildungspläne)」が作成され、学校教育との連続性が強く意識されている (ノイマン 2008)。このことは、長きに渡る社会的教育学の伝統と新たに出現した就学準備の要求がどのように折り合いをつけるのかという問題としてとらえることができる (Oberhumer 2004)。

4. おわりに

(1) まとめと考察

以上のことから、ドイツの保育システムは、社会的教育学を理論的基盤とする青少年援助というシステムの中に位置づいていることが明らかとなった。青少年援助は、学校教育とは異なる独自の「教育」システムとしてとらえることができるものであるが、ここでは、そのようなシステムにおける「教育」がどのようなものであるのかについて改めて整理・考察したい。

キャメロン & モス (2011) は、社会的教育学には国による多様性があることを指摘しながらも、その特徴を以下の5点にまとめている。①教育 (education) とケア (care) が交わる場所、②子どもの養育 (upbringing) に関するもの、③社会問題に対する幅広く教育的なアプローチ、④日常生活の中で行なわれる教育、⑤「最も広い意味での教育 (education—in-its-broadest-sense)」(p.8)。このような社会的教育学に対する理解は、社会的教育学の伝統を持たないイギリスの問題状況に照らして浮かび上がってくるものであるという部分もあるが、ドイツ国内では必ずしも明確に意識化されていない社会的教育学における「教育」概念の特徴を端的に示したものであると思われる。

冒頭で指摘した通り、子どもの教育や援助にかかわる領域は、学校以外の場においても数多く存在している。わが国において、それらは「乳幼児保育」「学童

保育」「児童養護」「青少年健全育成」「矯正教育」などの個別的な専門領域を形成しており、それらを含むような観点や、これらの子ども援助領域全体に対する教育学の立場からの検討は、必ずしも十分であるとは言えない状況にある。ドイツの保育システムは、学校と家庭以外で行なわれるあらゆる子ども援助領域を包括するシステムの中に位置づいていること、そしてそのような領域で行なわれる「養育」「ケア」などを含む幅広い教育概念を有している点において、上記のような問題状況にとって示唆的なものである。このような教育概念によれば、子どもあるいは人間の育ちにかかわるあらゆる行為を教育の文脈からとらえることが可能になり、そのことは学校以外の場で行なわれる子ども援助を捉え直す視点の生成にとって有益であるといえるだろう。このような「教育」概念の捉え直しは、教育ということばの原義に立ち返ることにもつながるのではないだろうか。

(2) 今後の課題

ドイツの保育システムについては、以下のような問題状況が指摘できる。ドイツのような包括的なシステムの中では保育独自の専門性が高まりにくいこと¹⁰⁾や、学校教育とは異なる「教育」システムにあっても、学力問題への対応から学校教育との関係性、接続が問題となっていること等である。また、特に保育に関しては、社会的教育学の理論的な部分がどれだけ実践に反映されているのかについても疑問が残る。本研究では、保育システムに関して、青少年援助あるいは社会的教育学の一領域としての位置づけに特化して検討を行なったため、上記のようなドイツの保育をめぐる現状を必ずしも反映したものはなっていない。実践部分やドイツ国内の現状を踏まえた分析が今後の課題である。

【註】

- 1) このような統合形態は、スウェーデンをはじめとして、ボツワナ、ブラジル、イングランド、アイスランド、ジャマイカ、ラトビア、リトアニア、ニュージーランド、ノルウェー、ルーマニア、ロシア、スコットランド、スロベニア、スペイン、ベトナム、ザンビアにおいて採用されていることが報告されている (Kaga et al. 2010)。ドイツは、デンマーク、フィンランドとともに、「福祉への統合」形態をとる国として紹介されている。
- 2) 本研究における「保育システム」とは、旧西ドイツにおいて受け継がれてきたシステムを指す。東西分裂時代には、東ドイツでは全く異なるシステムが

- 採用されていた。旧東ドイツの保育制度については、豊田 2009, pp.37-39を参照のこと。東西統一後は、西ドイツの保育システムが採用され現在に至っている。また、ドイツは連邦制をとっているため、州ごとによって保育システムは異なる場合があるが、本研究では連邦レベルでの保育システムを対象とする。
- 3) 児童・青少年援助法については、保田正毅 (1999) 「ドイツの児童・青少年援助法 (抄訳)」『愛知学泉大学コミュニティ政策学部紀要』第2号, pp.171-190を参考とした。
- 4) この3つの特徴については、生田 (2010) が日本とドイツにおける青少年の教育・福祉支援の相違点として挙げたもの (pp.14-15) を参考とした。
- 5) 社会的教育者については、吉岡真佐樹 (2007) 「教育福祉専門職の養成と教育学教育—ドイツにおける教育福祉専門職制度の発展と現状」『教育学研究』第71巻第2号, pp.88-101が詳しい。
- 6) ワイマール期の保育の国制化については、大崎功雄 (1983) 「二大大戦間における幼児教育のうごき」岡田正章・川野辺敏監修／岩崎次男・天野正治編集『世界の幼児教育5 ドイツ』日本らいぶらり, pp.101-139, 米村佳樹 (1976) 「ワイマール共和制下における幼稚園政策に関する一考察」『広島大学大学院教育学研究科博士課程論文集』第2巻, pp.47-55を参照。
- 7) このような位置づけが行なわれる背景には、特に旧西ドイツ地域における子育てに関する伝統的価値観も関係している。ドイツでは、幼い子どもは家庭で母親の手によって育てられるべきであるという伝統的価値観があり、保育施設は社会的に恵まれない人々のための施設であると認識されてきた。そのため、公的な保育施設の整備よりも、児童手当や育児休暇の保障などの家族政策に力点が置かれてきた経緯がある。
- 8) ロンドン大学の研究グループとは、Thomas Coram Research Unit (TCRU) である。詳細については、Cameron & Moss 2011を参照。
- 9) 状況アプローチについては、Zimmer, J. (1985) Der Situationansatz als Bezugsrahmen der Kindergarten reform. In: Enzyklopädie Erziehungswissenschaft, Bd. 6, Erziehung in Früher Kindheit, Stuttgart:Klett-Cotta. SS.21-38. を参照。また、ドイツの幼児教育方法については、豊田和子 (2010) 「統一後のドイツにおける保育・就学前教育事情 (その2) —幼稚園における『教育の質』をめぐる研究—」『桜花学園大学保育学部研究紀要』第8号, pp.29-42を参照。
- 10) ドイツにおける保育の専門性の低さは、保育者養成の水準が高等教育レベルに達していないことや、保育研究の数の少なさという形で指摘されている (OECD 2006, オーバーヒューマ & ウーリッチ 2004)。

【引用参考文献】

- 浅井幸子 (2007) 「幼年教育における教育とケア」青木久子・浅井幸子『幼児教育 知の探究3 幼年教育者の問い』萌文書林, pp.226-249
- Cameron, C., & Moss, P. (2011) Social Pedagogy and Working With Children and Young People: Where Care and Education Meet. Jessica Kingsley Pub.
- デルシャオ, D. v. 著 / 大西健夫訳 (1984) 「就学前教育」大西健夫編『現代のドイツ5 学校と教育』三修社, pp.110-136
- Diskowski, D. (2004) Das Ende der Beliebigkeit? Bildungspläne für Kindergarten. In: Diskowski, D./ Hammes-Di Bernardo, E. (Hrsg): Lerkulturen und Bildungsstandards. Kindergarten und Schule zwischen Vielfalt und Verbindlichkeit. Baltmannsweiler. SS.75-104
- 土井利樹 (1977) 「教育学の一領域としての社会的教育学—社会的教育学の概念と課題」『広島大学教育学部紀要 第一部』第26号, p.121
- Hämäläinen, J. (2003) The Concept of Social Pedagogy in the Field of Social Work, Journal of Social Work 3 (1), pp.69-80
- Hamburger, F. (2003) Einführung in die Sozialpädagogik, Stuttgart, Kohlhammer.
- 生田周二 (2010) 「ドイツの生存権保障としての教育福祉政策の展開—教育福祉としての社会教育学の視点から」『人間と教育』第65号, pp.12-19
- 生田周二・大串隆吉・吉岡真佐樹 (2011) 『青少年育成・援助と教育—ドイツ社会教育の歴史, 活動, 専門性に学ぶ』有信堂
- 磯部裕子 (2007) 「これからの保育物語の生成へ」磯部裕子・山内紀幸『幼児教育 知の探究1 ナラティブとしての保育学』萌文書林, pp.115-141
- Kaga, Y., Bennett, J., & Moss, P. (2010). Caring and Learning Together.: A cross-national study on the integration of early childhood care and education within education. UNESCO, Paris.
- 小玉亮子「PISA ショックによる保育の学校化 『境界線』を越える試み」泉千勢・一見真理子・汐見稔

- 幸『世界の幼児教育・保育改革と学力』明石書店、pp.69-88
- Mollenhauer, K. (1979) Einführung in die Sozialpädagogik, 7. Aufl, Weinheim, Beltz.
- ノイマン, K. 著 / 大関達也・小林万里子訳 (2008) 「幼児教育学における鍵的能力としてのコミュニケーション—国際比較のなかの日本とドイツ—」『学校教育学研究』第21巻, pp.97-114
- オーバーヒューマ, P. & ウーリッチ, M. / 泉千勢監修 編訳・OMEF 日本委員会訳 (2004) 『ヨーロッパの保育と保育者養成』大阪公立大学共同出版会
- Oberhuemer, P. (2004) Controversies, chances and challenges: reflections on the quality debate in Germany. *Early Years*, 24(1), pp.9-21.
- OECD (2001) Starting Strong. Early Childhood Education and Care. Paris.
- OECD (2004) Die Politik der frühkindlichen Betreuung, Bildung und Erziehung in der Bundesrepublik Deutschland. Ein Länderbericht der Organization für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung.
- OECD (2006) Starting Strong II. Early Childhood Education and Care. Paris (邦訳: OECD 編著 / 星三和子・首藤美香子・大和洋子・一見真理子訳 (2011) 『OECD 保育白書 人生の始まりこそ力強く: 乳幼児期の教育とケア (ECEC) の国際比較』明石書店)
- 大崎功雄 (1978) 「ワイマール初期のドイツにおける幼児教育の問題」『近代幼児教育史研究』第3号, pp.108-118
- Petrie, P. (2002) Social Pedagogy: An historical account of care and education as social control. Brannen, J. & Moss, P. (eds.) Rethinking Children's Care. Buckingham: Open University Press. pp.61-79
- 首藤美香子 (2009) 「OECD の ECEC 政策理念と戦略—“Starting Strong II : Early Childhood Education and Care”(2006) —」『国立教育政策研究所紀要』第138集, pp.239-256
- 田中孝彦 (2009) 『子ども理解—臨床教育学の試み』岩波書店
- 豊田和子 (2009) 「統一後のドイツにおける保育・就学前教育事情(その1)—家族支援と保育制度—」『桜花学園大学保育学部研究紀要』第7号, pp.33-49
- 吉岡真佐樹 (1999) 「戦後ドイツにおける社会的教育学 (Sozialpädagogik) の構想と発展」『京都府立大学学術報告 (人文・社会)』第51号, pp.161-183
(主任指導教員 中坪史典)